

令和7年1月

学校いじめ防止基本方針

藍住町立藍住西小学校

1 基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」こと
の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互
いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) 未然防止のため、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活
づくりを行う。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめを見逃すことがないように早い段階からの的確に関わり
を持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく事実としていじめを認知する。
- (4) いじめの存在が確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知ら
せてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した
上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- (5) 社会全体で児童を見守り、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるよ
うにするため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携を図る。
- (6) いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その
指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携を
図るとともに、学校と関係機関との情報共有体制を構築しておく。

2 対策の組織

(1) 組織の構成

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当教員、教務主任、各学年生徒指導部員、養護教諭から構成される「生徒指導委員会」を位置づける。また、状況に応じて専門家との連携を図るとともに、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関係の深い教職員を加える。

(2) 組織の役割

生徒指導委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。そのため、生徒指導委員会は、学校いじめ防止基本方針に則して、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定める。

- ① 定期的なアンケート、教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② いじめと認められた場合は、指導方法を協議し指導に当たる。
- ③ 内容に応じてケース会議の実施や、専門家と協議を図り、事実関係の把握や情報の収集、記録、共有を行う。

- ④ 生徒指導共有ファイルへの記録を行う。

3 教育相談体制

- (1) 学級担任と児童及び保護者の意思疎通がスムーズにできる人間関係づくりに努める。
- (2) 相談の内容によっては医療機関等の専門機関との連携による解決を図る。
- (3) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 未然防止の取組

- (1) 教育・指導場面
 - ① 生徒指導の基本が日々の授業実践にあることを共通理解し、毎日の子どもたちの自己実現を図ることで、極力ストレスを生まない学校生活となることを目指す。
 - ② 自己肯定感や自尊感情の低さが認められる児童に関して、職員の協力体制の下、子どもを見守り、また問題解決の道を探るため、必要に応じて管理職を含めた保護者との懇談の機会を設ける。
 - ③ 道徳の時間や人権学習の機会を「いじめの未然防止の時間」と意識して取り組むことを共通理解する。
 - ④ インターネットや携帯電話に関する情報モラル教育について学校全体で取り組む。卒業前には専門家と連携を図り、保護者とともに学習の機会を持つ。
- (2) 家庭・地域社会との連携
 - ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - ② 学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ③ スクールサポーターやスクールカウンセラーといった関係諸機関への理解を求め、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進める。

5 早期発見策・早期対応策

- (1) 子どもと関わる時間の確保によって、発見しやすい体制づくりを進める。
- (2) 危険信号の共通理解など、職員研修の機会を持つ。
- (3) 学級の児童の人間関係の把握によって、いじめを発見しやすい状況づくりを進める。
- (4) 教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等学校内の専門家との連携に努める。
- (5) 児童に日常的に声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。

- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認する。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 発見（認識）後の対処

- (1) いじめを認識したときの対応
- ① 正確かつ迅速に事実関係を把握する。
 - ② 管理職と関係職員、また必要に応じて生徒指導委員会で対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、協力を依頼する。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
- ① 諸般の事情にかかわらずいじめられた児童を徹底して守りぬく。そのために複数教員による家庭訪問をはじめ必要な措置を講ずる。
 - ② 本人や保護者に必要な情報を適切に提供し、気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。
 - ③ スクールカウンセラー等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
- ① 毅然とした対応を通じて、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童生徒の安心・安全に配慮する。
 - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を十分吟味し、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持たせ、特に傍観はいじめを助長する重大な問題であることを理解させる。
 - ③ いじめの問題解決への児童自身による主体的な取組を促進する。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題

解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールロイヤーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 事案の重大性によっては早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 学校の管轄下においてネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ③ いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

7 校内研修

全ての教職員の意識向上を図るため、年に一回以上、いじめ防止の問題を中心テーマに校内研修を行う。

8 重大事態への対処

「重大事態」の定義は、法第28条第1項の定めるところによるものとする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合でも速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会が必要と認めたときは、重大事態が発生したものであるとして調査等に着手するものとする。

- (1) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の主体は、町教育委員会への報告及び調査を受けて決定する。
- (2) 学校が調査の主体となった場合、生徒指導委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成する。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- (4) 調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることとし、因果関係の特定よりも客観的な事実関係を速やかに把握することを重視して行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) 年度末に職員への教育活動を反省する質問紙にいじめ対策の項目を設け意見を募り、検証ならびに取組改善に資する。
- (3) 指標等の改善が見られなかった場合には、原因を分析し、次期の取組改善を図る。